シェアリングエコノミーの市場動向と普及の課題

白石 隼人 ●PwCコンサルティング合同会社 シニアマネージャー

シェアリングエコノミー市場規模は日本でも拡大中。2018年には民泊に関する新法が施行され政府のシェアリングエコノミー推進も始まる。経営者は早急な対処が必要だ。

■シェアリングエコノミーとは何か

本稿では、個人やグループが活用度の低い有形、無形の資産をサービス業者が提供するプラットフォームを活用して共有することにより、収入を得られる経済活動を「シェアリングエコノミー」と定義した。本稿ではシェアリングエコノミー体験を提供するサービスを「シェアリングサービス」と呼び、シェアリングエコノミーはそのサービスによる集合的な経済活動を指すこととする。

シェアリングエコノミーの代表的なモデルは「提供者（ホスト）」「仲介者（プラットフォーム）」「利用者（ゲスト）」の3者で構成され、プラットフォームがホストとゲストをマッチングするP2P（peer-to-peer）型サービスである（資料1-4-1）。

ビジネスのスキームとしては、以下の1）～8）の流れが一般的である。

1）ホストが資産をプラットフォームに登録する。
2）ゲストがプラットフォームに利用者情報を登録する。
3）ゲストがプラットフォーム上の資産情報を確認し、利用を申し込む。
4）ホストはゲストのプロフィール、利用履歴、評価等を確認し、利用を承認／否認する。
5）ゲストに資産が提供される。
6）ゲストは資産に対する対価をプラットフォームに支払う。
7）プラットフォームは対価から一定の手数料を控除し、ホストに報酬を支払う。
8）サービス利用後にゲストとホストが相互に評価し合う。

特徴としては、仲介者が提供者と利用者をマッチングするP2P型サービスであること、提供者と利用者の相互評価によりサービス品質を担保すること、最新ITの活用で利便性が高いこと、が挙げられる。

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

資料1-4-1　シェアリングエコノミーの代表的なモデル

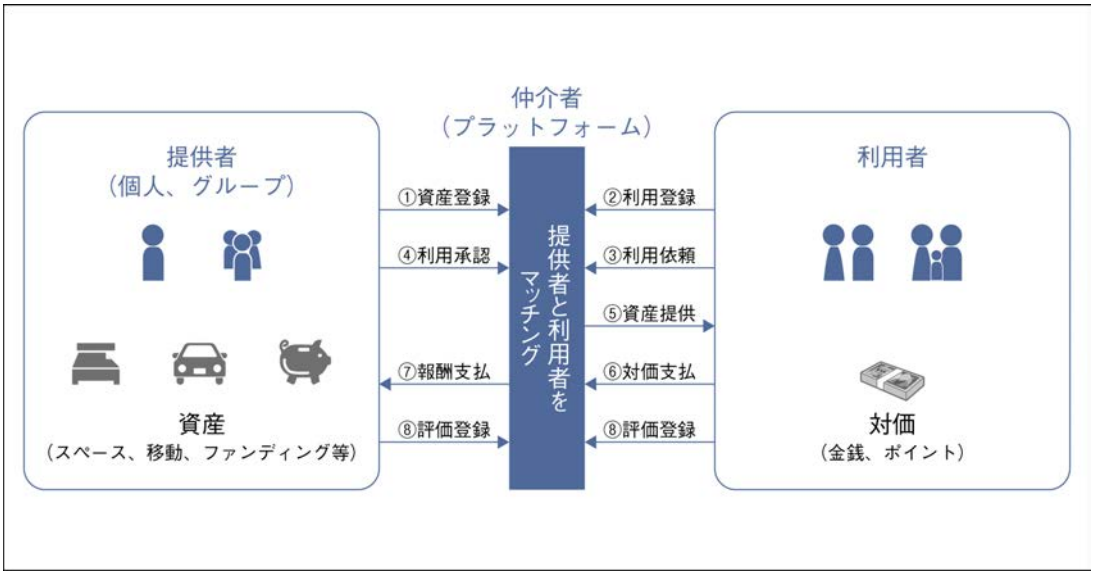

出典：資料をもとに筆者作成

■海外におけるシェアリングエコノミーの概況

PwC英国は、シェアリングエコノミーを構成する主要業界を、宿泊、カーシェアリング、P2P型貸出・クラウドファンディング、オンラインスタッフィング、音楽・映像ストリーミングと定義している。

その上で、全世界的なシェアリングエコノミーの市場規模は、2013年の150億ドル（約1兆8000億円）から2025年には3350億ドル（約40兆円）になると予測している。既存のレンタル業界を含む同種サービスの市場規模の成長率が1.4倍であるのに対して、シェアリングエコノミーは約22倍と、驚異的な成長が予想されている（資料1-4-2）。

特に大きく成長すると想定される業界は、P2P型貸出・クラウドファンディングとオンラインスタッフィングで、それぞれ63%、37%の年平均成長率（2013年～2025年）となる。これらの業界が他業界と比較して特に大きく成長する一因は、シェアリングエコノミーにおけるその業界のライフステージの違いで、未発達な業界であるP2P型貸出・クラウドファンディングとオンラインスタッフィングが最も急速に成長する可能性がある。

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

資料1-4-2　シェアリングエコノミーのグローバル市場規模

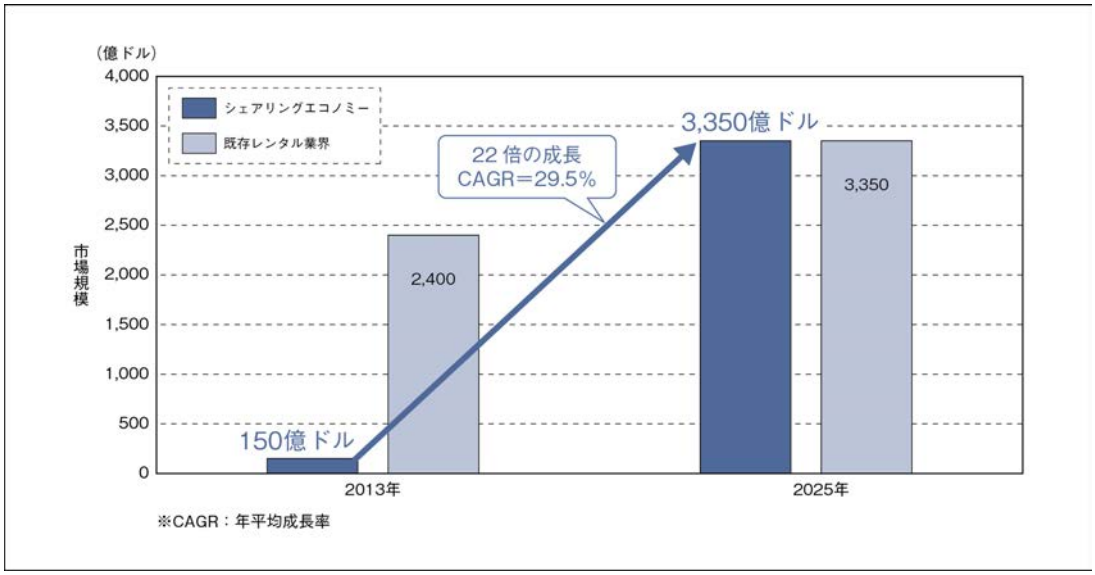

出典：PwC英国 The sharing economy－ sizing the revenue opportunity

シェアリングエコノミーによる破壊的変化の規模を把握するため、エアビーアンドビー（Airbnb）を例に挙げてみたい。Airbnbの宿泊客は一晩当たり平均42万5000人で、年間では1億5500万人以上に達している。これは2014年のヒルトンホテルの世界全体の宿泊客数1億2700万人を約22％上回っている。

また、創業7年目になるウーバー（Uber）は世界の250以上の都市で事業を展開しており、2015年2月時点の事業価値は412億ドルだった。これはデルタ航空、アメリカン航空、ユナイテッド航空などの企業の時価総額を上回る。 シェアリングエコノミーの発展は、消費者の消費行動および消費や所有に対しての意識と価値観に影響を及ぼしている。

アリアンツ（Allianz）の2017年の調査によると、米国の78%がシェアリングエコノミーになじみがあり、米国労働省労働統計局の2016年の調査では72%の米国成人がシェアリングサービスを利用したことがあるとなっている。

■日本におけるシェアリングエコノミーの概況

海外と比較すると、日本におけるシェアリングエコノミーは黎明期の域を出ていないとはいえ、シェアリングエコノミー市場は高い成長性を示している。

矢野経済研究所の2017年11月時点の調査によると、2016年度の日本のシェアリングエコノミー市場規模は前年度比26.6%増の503億円。2015年度から2021年度の年平均成長率(CAGR)は18%で推移し、2021年度には1070億に達すると予測されている。2018年度は民泊新法施行を背景として大手企業の参入が増え、宿泊分野の成長が期待されるとしている。

シェアリングエコノミーの成長性を踏まえ、2017年は民泊に関する法律整備など政府によるシェアリングエコノミーの推進も本格的に開始された。日本再興戦略2016で示された民泊サービスへの対応と「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」への検討を受け、民泊サービスの規制

インターネット白書／©1996-2018 Impress R&D

改革案は、住宅宿泊事業法通称、民泊新法として2017年3月に閣議決定され、2018年6月から施行される。あわせて、政府が2017年3月にまとめた働き方改革の実行計画は副業・兼業の推進を掲げており、クラウドソーシングに代表されるプロフェッショナルスキルのシェアリングも推進されると想定される。

自治体レベルでもシェアリングエコノミー推進の動きは広まってきており、福岡市（福岡県）、湯沢市（秋田県）、千葉市（千葉県）、浜松市（静岡県）などが後述のシェアリングエコノミー協会に認定されたシェアリングシティとして、さまざまな取り組みを行っている。たとえば、千葉市ではレンタルスペースのシェアを提供するシェアリングサービス企業と連携し、歴史的建造物、文化施設などの空きスペースの利用を促進し、宿泊、飲食、観光などの経済効果の波及を狙うとしている。

民間レベルでも、2016年1月に設立されたシェアリングエコノミー協会が、内閣官房IT総合戦略室がモデルガイドラインとして策定した「遵守すべき事項」を基に、シェアリングエコノミー協会が設定した自主ルールに適合していることを示す「シェアリングエコノミー認証マーク」の発行を2017年6月から開始している。

また、前述したシェアリングエコノミーを推進する都市としてシェアリングシティ宣言をした自治体で協会が指定する条件を満たす自治体をシェアリングシティとして認定している（2018年1月時点で15都市が認定）。

海外に比べるとシェアリングエコノミーの普及が遅れている日本でシェアリングエコノミーが成長するためには、昨年と変わらず、大きく2つの課題が存在する。1つ目は日本人の安心・安全を重んじる意識、2つ目は既存業界や法律・行政機関との軋轢である。

まず、1つ目の日本人の安心・安全を重んじる意識について考察してみよう。PwCコンサルティングが2017年7月に発表した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2017」には、日本でのシェアリングエコノミーサービスの利用意向が示されている。その中で「場所」「移動手段」「モノ」「プロフェッショナルスキル」「クラウドファンディング」などの利用意向を問う設問がある。それによると「利用したくない」あるいは「あまり利用したくない」と回答した人が全体の8割を占め、低い利用意向を示している。

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

資料1-4-3　日本のシェアリングサービス利用意向（20代〜60代の回答者の平均）

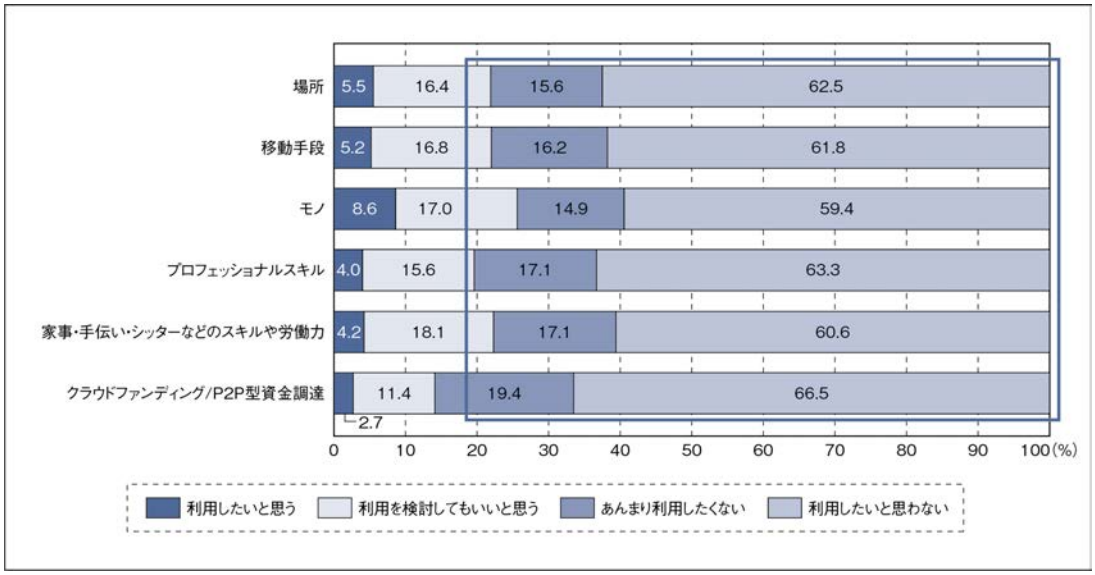

出典：PwC「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2017」

利用したくない理由は「事故／トラブル時の対応」「貸し手の信頼性」「サービス・製品の安全面」が6割と最も多い。つまりサービスが未知であるため、それに対する漠然とした不安があることが示唆されており、信頼性の向上が喫緊の課題であるとわかる。

他方、同様の利用意向調査を行っている総務省の平成27年版情報通信白書によると「利用者の口コミによるサービス評価には限界があるから」や「企業が責任をもって提供するサービスのほうが信頼できるから」を理由に「利用したくない」「あまり利用したくない」を挙げた回答者はそれぞれ1割、2割程度に止まり、必ずしも多くないことから、サービス品質を口コミと相互評価で担保するという基本的な仕組み自体は受け入れられる余地があることが推察できる。

日本ではむしろ、2つ目の課題の既存業界や法律・行政機関との軋轢のほうが深刻である。

たとえば、民泊新法においても日数上限を180日とする、個人の住宅を民泊で提供しようとする場合は都道府県知事への届け出が必要、「家主不在型民泊」は管理業者へ委託が義務づけられるなどさまざまな制約が課されている。 それに対して、シェアリングエコノミーを推進する新経済連盟が「家主不在型民泊」の定義が過度に広くなりすぎないようパブリックコメントで表明した。

カーシェアリングに対するタクシー業界など、既存業界からのシェアリングサービスへの反発も無視できない。全国ハイヤー・タクシー連合会の富田昌孝会長は2017年1月の年頭所感で、「白タク問題」として「ライドシェア」を批判しつつ「海外のライドシェアで行っていることで評判の良いものはタクシーで全部やるという気持ち」と対決姿勢を強めている。また、タクシー会社もタクシー配車アプリを提供し、2017年3月から目的地に到着前に支払いが可能なサービスの提供も始まっている。

宿泊業界においては全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）が2017年8月に要望を提示し、民泊の年間提供日数の上限180日をできる

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

限り短縮する、住宅専用地域においては民泊施設を除外するなど、民泊について否定的な姿勢を示している。

■日本市場への考察

こうした課題はあるものの、政府が規制緩和に積極的であり、自治体レベルでもシェアリングエコノミー推進の動きが広がっていること、さまざまなシェアリングサービス企業が新たなサービスを提供し、既存企業がシェアリングサービスに対抗するサービスを提供し始めている状況を考えると、今後、日本でもシェアリングエコノミーが立ち上がっていくことは確実であろう。生まれたときからデジタル技術になじみがあり、シェアリングエコノミーを上の世代よりも多く活用するミレニアル世代が日本でも増えており、今後も増加が見込まれるためである。ミレニアル世代は、2013年時点で2400万人（人口の19%）、2016年10月時点では295万人（人口の22%）を占めている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催による訪日外国人の大幅な増加、それによる宿泊や移動への需要の拡大は、日本でシェアリングエコノミーが広がるための起爆剤として期待される。

日本政府観光局によると2017年11月の訪日外国人数（訪日外客数：推計値）は前年同月比26.8%増の237万7900人。この数字は昨年11月（187万5400人）よりも50万人以上、上回っており、11月としては過去最高を記録している。政府は2020年の訪日外国人数目標を3000万人と設定している。急激な訪日外国人の増加に対し、宿泊施設や移動手段などの各種インフラの需要に既存業界の供給が追いつかないため、既存業界に対する懸念がある一方で、シェアリングサービス提供企業にとってのビジネス機会が生まれている。

シェアリングサービス企業が2020年に向け、日本におけるシェアリングエコノミーの本格展開時代の競争に負けないためには、合法的な枠組みの中で既存企業とうまく連携し、消費者の漠然とした不安を払拭して信頼感の醸成に努める必要がある。

他方、シェアリングサービス企業の進出に影響される立場の既存企業は、シェアリングエコノミーの台頭を無視したり排除したりするのではなく、それをこれまでリーチできていない顧客層にリーチできるチャネルと捉えるべきである。なおかつ自社で活用しきれていない資産から新たな収益を生み出す可能性を備えたビジネスモデルとして、積極的に取り組むことも求められる。

さらに、シェアリングエコノミーに直接関係のない企業も、既存のリソースや資産をシェアリングサービスに活用し、置き換えることでコスト減につなげられる可能性、自社で活用しきれていない資産をシェアすることで新たな収益を生み出せる可能性などの検討することが重要である。

企業経営者は、企業価値を高めるために、シェアリングエコノミーを一時的な流行ではなくビジネス構造の変革として捉え、変化し続ける生活者の行動・意識に対応するために自分自身の変革スピードを意識し、多様な施策を試行し改善し続ける努力が必要となる。

※本稿で紹介した海外の事例や統計データは、PwCコンサルティング発行の調査報告書「シェアリングエコノミー」を参照した。
http://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/assets/pdf/the-sharing-economy1602.pdf

インターネット白書／©1996-2018 Impress R&D

Internet White Paper ARCHIVES
インターネット白書
ARCHIVES
1996,1997,1998,1999,2000....

［インターネット白書ARCHIVES］ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2018年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

https://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

●記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。

●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。

●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。

●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。

●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。

●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先 | 株式会社インプレスR&D | ✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2018 Impress R&D